

## 行財政改革推進審議会の進め方

## 1 審議会の設置目的（条例第1条）

市の行財政の改善合理化について調査審議し、簡素で効率的な市政の実現に資するため

## 2 審議会の所掌事務（同第2条）

(1) 市長の諮問に応じた市の行革推進に関する重要事項の調査審議

(2) 行革の推進状況に関する提言

## 3 想定スケジュール

内容	時期	22年度				23年度			
		4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
実施計画の実績報告			○ (21実績)	○ (17～21の総括)			○ (22実績)		
実施計画の進捗管理			○				○		
実施計画の見直し		必要に応じて開催							
その他行革に関する審議		必要に応じて開催							

## 4 行財政改革の推進体制

